

## 認知症対応型通所介護事業の専用区画変更をお考えの方へ

認知症対応型通所介護事業の専用区画を変更されるに当たっては、変更を行おうとする区画が設備に関する基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

については、変更を行おうとする建物の改修の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していない場合、再協議又は協議できない場合があります。)

なお、**食堂及び機能訓練室の区画(面積)が変更となる場合、若しくは改修工事を伴う区画変更については事前協議が必要**です。

### 1 協議に必要な書類

- (1) 地域密着型サービス等事業者の指定に係る事前協議申込書・誓約書
- (2) 設備基準確認シート(認知症対応型通所介護)
- (3) 都市計画法上の確認事項
- (4) 消防署との協議記録
- (5) 建物の図面(改修・新築の計画図面です)

#### 【建物の図面について】

- ・各室の名称及び面積を記載してください。
  - ・面積の計算根拠となる寸法を記載してください。
  - ・食堂及び機能訓練室の内法をマーカー等で囲ってください
- (6) 現況の写真(A4台紙に貼付又はカラー印刷してください)

### 2 事前協議の受付について

- (1) 受付
  - (ア) 受付は随時を行っておりますので、郵送等にて送付ください。
  - (イ) 事前協議は補正期間を考慮し、送付ください。
- (2) 事前協議から専用区画変更までの流れ

①事前協議書類を郵送等で届出てください



②事前協議



③事前協議書類の受理

} 不備に係る補正

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

④施設建築・改修



⑤専用区画変更

↓※専用区画の変更があった日から10日以内に変更届出を行うこと。

⑥変更届出の郵送



⑦変更届

※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

} 不備に係る補正

⑧変更届の受理



⑨現地調査